

務	00	01	1 年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和8年12月末まで有効)			

警 務 第 3 0 1 6 号
令和 7 年 1 2 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和8年青森県警察の運営方針及び活動指針について

令和8年青森県警察の運営方針（以下「運営方針」という。）が、青森県公安委員会運営規則（平成13年3月青森県公安委員会規則第4号）第2条第2項の規定に基づき、青森県公安委員会から下記のとおり示され、これに合わせて本職が、令和8年青森県警察の活動指針（以下「活動指針」という。）を下記のとおり決定したので、所属職員に周知徹底されたい。

記

1 運営方針

安全・安心を実感できる青森県の実現

2 活動指針

強く・正しく・温かく

3 設定の趣旨等

(1) 運営方針

本県の治安情勢は、本年の刑法犯認知件数が昨年と比較し増加傾向で推移しているほか、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が著しく拡大しており、その被害額は本年上半期で昨年1年間の被害額である6億円を超え、10月末時点では昨年の被害額の2倍に達するなど、極めて深刻な情勢にある。

加えて、人身安全関連事案への適切な対応、交通死亡事故抑止対策の更なる推進、大規模災害への的確な対応、令和8年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会における各種安全対策の推進等取り組むべき課題が山積しているところである。

県警察の目指すところは、警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針に基づく取組等を着実に推進し、県民が安心して暮らせる地域社会を実現し、それを実感してもらうことであるため、本年に引き続き、「安全・安心を実感できる青森県の実現」とされたものである。

なお、運営方針は、県警察の事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向

であり、本職からの指示は全て運営方針に沿った意義を有するものであることから、各位にあつては、県公安委員会が運営方針を設定した趣旨を十分理解し、常に運営方針を念頭に置いた各種対策を推進すること。

(2) 活動指針

活動指針は、職員があらゆる警察活動において常に心掛けるべき事項である。

「強く・正しく・温かく」という言葉は、県民の安全・安心を脅かす不正に対していささかも怯むことのない「強い」姿勢で、法的のみならず、倫理的・道義的にも「正しく」、県民の立場に立って考える「温かな」職務執行をするという警察職員の行動規範として示したものである。

職員一人一人が高い規律と士気を保持して積極的に職務に精励し、県民の期待と信頼に応えていくためには、この3つを兼ね備えた職務執行が必要であることから、各位にあつては、この活動指針が職員一人一人に定着するよう、あらゆる機会を通じて、その浸透を図ること。

担当 警務課企画係

令和8年青森県警察運営方針

安全・安心を実感できる青森県の実現



活動指針

強く・正しく・温かく

青森県公安委員会・青森県警察